

# 山口県報

平成26年  
2月25日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しなければならない区域の指定(環境政策課).....
- 公告  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....
- 田布施都市計画道路事業の施行(都市計画課).....



### 山口県告示第七十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十六年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域  
山口市大内御堀字中原二二三五の一の一部
- 二 特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物



### (五五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年四月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 一 申請のあった年月日

平成二十六年二月五日

### 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 セイザン下関スポーツクラブ

代 表 者 の 氏 名 宮崎 明宏

主たる事務所の所在地 下関市安岡町四丁目一六番一六号

### 三 定款に記載された目的

地域に根ざしたスポーツクラブを目指し、地域社会に対してスポーツの普及及び発展に関する事業を行い、スポーツの振興及び青少年の健全育成に寄与すること。

### (五六) 田布施都市計画道路事業の施行

田布施都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示(平成二十六年中国地方整備局告示第十三号)があつたので、次のとおり公告します。

平成二十六年二月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 一 都市計画事業の種類及び名称

田布施都市計画道路事業三・四・三 八和田定井手線

### 二 施行者の名称

山口県

平成  
二十六年  
二月二十五日  
発行

発行  
所

山口  
県知事  
庁

三 事務所の所在地  
山口市滝町一番一号

四 事業地の所在  
熊毛郡布施町大字波野字由免、字塩坪、  
字道免、字寺家田、字波野府及び字土井  
ノ内並びに大字下田布施字風呂ノ本地内